

## 支援実施状況に係る届出書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第 19 条の 30 第 2 項の規定により , 1 号特定技能外国人支援計画に基づき , 下記のとおり支援を実施しましたので届け出ます。

記

( 届出の対象期間 : 2 0 1 9 年度 第 4 四半期 )

1 登録支援機関	登録番号	登 -		
	法人番号	国税庁が指定した 1 3 桁の法人番号を記入。		
	(ふりがな) 氏名又は名称			
	住所	〒 - 県 市 町 - ( 電話 - - )		
2 特定技能所属機関	法人番号	国税庁が指定した 1 3 桁の法人番号を記入。		
	(ふりがな) 氏名又は名称			
	住所	〒 - 県 市 町 - ( 電話 - - )		
3 1号特定技能外国人	氏名(ローマ字)	KOU OTUHEI	性別	男 <input checked="" type="radio"/> 女
	生年月日	1991年1月1日	国籍・地域	中国
	住居地	〒 - 県 市 町 -		
	在留カード番号	A B 1 2 3 4 5 6 7 8 C D		

届出期間内に , 支援を実施した 1 号特定技能外国人が複数名いる場合は , 「別紙のとおり」と記載し , 1 号特定技能外国人支援対象者名簿 ( 参考様式 4 - 3 号別紙 ) に記載の上 , 本届出書に添付しても差し支えありません。

4 支援実施状況	事前ガイダンス	<input checked="" type="checkbox"/> 実施 <input checked="" type="checkbox"/> 当初の1号特定技能外国人支援計画のとおり支援を実施 変更後の1号特定技能外国人支援計画のとおり支援を実施 （支援計画の変更の届出日： 年 月 日） 未実施 （理由： ） 支援対象者なし
	空港等への出迎え	<input checked="" type="checkbox"/> 実施 <input checked="" type="checkbox"/> 当初の1号特定技能外国人支援計画のとおり支援を実施 変更後の1号特定技能外国人支援計画のとおり支援を実施 （支援計画の変更の届出日： 年 月 日） 未実施 （理由： ） 支援対象者なし
	空港等への見送り	実施 当初の1号特定技能外国人支援計画のとおり支援を実施 変更後の1号特定技能外国人支援計画のとおり支援を実施 （支援計画の変更の届出日： 年 月 日） 未実施 （理由： ） <input checked="" type="checkbox"/> 支援対象者なし
	住居の確保・生活に必要な契約に関する支援	<input checked="" type="checkbox"/> 実施 <input checked="" type="checkbox"/> 当初の1号特定技能外国人支援計画のとおり支援を実施 変更後の1号特定技能外国人支援計画のとおり支援を実施 （支援計画の変更の届出日： 年 月 日） 未実施 （理由： ） 支援対象者なし
	生活オリエンテーション	<input checked="" type="checkbox"/> 実施 <input checked="" type="checkbox"/> 当初の1号特定技能外国人支援計画のとおり支援を実施（生活オリエンテーションの確認書を添付） 変更後の1号特定技能外国人支援計画のとおり支援を実施（生活オリエンテーションの確認書を添付） （支援計画の変更の届出日： 年 月 日） 未実施 （理由： ） 支援対象者なし



非自発的離職時の転職支援	<p>実施</p> <p>当初の1号特定技能外国人支援計画のとおり支援を実施</p> <p>変更後の1号特定技能外国人支援計画のとおり支援を実施</p> <p>(支援計画の変更の届出日: 年 月 日)</p> <p>未実施</p> <p>(理由: )</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 支援対象者なし</p>				
	転職支援の内容及び対応結果	転職支援日	20 年 8 月 1 日		
		転職支援内容	特定技能所属機関が倒産したことから、支援担当者が外国人本人から転職希望であることを確認した上で、公共職業安定所に同行し、相談を行った。		
		公共職業安定所への相談日	20 年 8 月 1 日	相談を行った公共職業安定所の名称	公共職業安定所
		対応結果	(株)にて、分野(業務区分: )の業務に従事するとして、内定を得た。		
対応者	法務 花子				
定期的な面談の実施	<p><input checked="" type="checkbox"/> 実施</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当初の1号特定技能外国人支援計画のとおり支援を実施(定期面談報告書を添付)</p> <p>変更後の1号特定技能外国人支援計画のとおり支援を実施(定期面談報告書を添付)</p> <p>(支援計画の変更の届出日: 年 月 日)</p> <p>未実施</p> <p>(理由: )</p> <p>支援対象者なし</p>				
5 出入国又は労働関係法令違反等	違反事実の発生日	(届出対象期間中に複数回発生した場合は、その全てについて記載すること)			
	違反事実の内容	(法令違反事実について具体的かつ簡潔に記載すること)			
	違反事実への対応結果 (関係行政機関への対応含む。)	該当なし			

6 1号特定技能外国人の行方不明その他の問題の発生状況	支援対象1号特定技能外国人の行方不明者数 (2欄の「特定技能所属機関」に所属する者に限る。)	0名
	支援対象1号特定技能外国人の行方不明者数 (の者を内数として含む。)	0名
	雇用する特定技能外国人の行方不明者数	0名
	雇用又は実習監理する技能実習生の行方不明者数	0名

(注意)

- 1 「届出の対象期間」欄は、1月1日から3月31日までを「第1四半期」、4月1日から6月30日までを「第2四半期」、7月1日から9月30日までを「第3四半期」、10月1日から12月31日まで「第4四半期」とし、該当する届出対象期間を記載すること。
- 2 1欄及び2欄の「法人番号」欄は、法人でない場合は空欄とすること。
- 3 3欄は、届出の対象期間において支援を実施した1号特定技能外国人が複数名いる場合は、3欄の「氏名」欄に「別紙のとおり」と記載し、本届出書別紙「1号特定技能外国人支援対象者名簿」を添付すること。
- 4 4欄は、届出の対象期間に実施すべき支援について記載し、当該期間にそれぞれの支援項目について実施すべき対象者がいなかった場合は「支援対象者なし」にチェックマークを付すこと。
- 5 4欄は、生活オリエンテーションの確認書(参考様式第5-8号)を添付すること。
- 6 4欄の「相談内容及び対応結果」欄は、支援を実施した場合のみ、1号特定技能外国人から受けた相談の内容及び相談への対応結果を具体的に記載し、相談対応として、労働基準監督署への通報や公共職業安定所への相談を行った場合は、その旨を併せて記載すること。なお、届出対象の期間において、相談・苦情対応を行った者が複数名いる場合は、「別紙のとおり」と記載し、相談記録書(参考様式第5-4号)を添付することとしても差し支えない。
- 7 4欄の「転職支援の内容及び対応結果」欄は、非自発的離職をした1号特定技能外国人に対する転職支援の内容及び対応結果を具体的に記載し、転職支援として、公共職業安定所へ相談を行った場合は、その旨を併せて記載すること。なお、届出の対象期間において、転職支援を行った者が複数名いる場合は、「転職支援内容」欄に「別紙のとおり」と記載し、本届出書に説明書(任意様式)を添付することとしても差し支えない。
- 8 4欄は、定期面談報告書(参考様式第5-5号及び5-6号)を添付すること。
- 9 5欄は、届出の対象期間において、登録支援機関が支援対象の特定技能外国人に関して出入国又は労働に関する法令に違反する行為を行った場合に記載すること。
- 10 6欄は、登録支援機関として届出の対象期間に支援を行った全ての1号特定技能外国人(本届出書の「3 特定技能外国人」欄に記載した者に限られない。)について記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

20 年 月 日作成

登録支援機関の氏名又は名称 法務協同組合

届出人の役職・氏名 代表理事 法務 太郎